

施設利用料金表②（土日祝日）

建物名	室名	室番	収容 人数	料金	
				午前 8時～12時30分	午後 12時30分～17時
地域交流館	プレゼンテーション室	15-305	72	15,000円	15,000円
	会議室	15-304	10	4,500円	4,500円
	学友会室	15-303	81	15,000円	15,000円
2号館	AV大講義室	2-101	408	45,000円	45,000円
	講義室	2-102	156	22,500円	22,500円
		2-201	54	15,000円	15,000円
		2-202	54	15,000円	15,000円
		2-204	54	15,000円	15,000円
		2-205	54	15,000円	15,000円
		2-301	54	15,000円	15,000円
		2-302	54	15,000円	15,000円
		2-303	54	15,000円	15,000円
		2-304	54	15,000円	15,000円
		2-305	54	15,000円	15,000円
		2-105	100	22,500円	22,500円
		2-106	100	22,500円	22,500円
		2-206	100	22,500円	22,500円
		2-207	100	22,500円	22,500円
2-306	100	22,500円	22,500円		
2-307	100	22,500円	22,500円		
3号館	講義室	3-101	300	22,500円	22,500円
		3-102	300	22,500円	22,500円
		3-201	108	22,500円	22,500円
		3-202	108	22,500円	22,500円
		3-301	108	22,500円	22,500円
		3-302	108	22,500円	22,500円
		3-303	108	22,500円	22,500円
		3-304	180	22,500円	22,500円
3号館西棟	講義室	3W-301	135	22,500円	22,500円
薬学部棟	講義室	16-105	180	22,500円	22,500円
		16-106	180	22,500円	22,500円
		16-107	180	22,500円	22,500円

		16-108	180	22,500円	22,500円
		16-201	90	15,000円	15,000円
		16-202	90	15,000円	15,000円
		16-204	90	15,000円	15,000円
		16-205	90	15,000円	15,000円
		16-206	90	15,000円	15,000円
大学会館	多目的ホール		193 m <sup>3</sup>	37,500円	37,500円
	大会議室		100	22,500円	22,500円
	小会議室		20	7,500円	7,500円
	和室		20	7,500円	7,500円
講堂	1階ロビー		210 m <sup>3</sup>	270,000円(※)	270,000円(※)
	2階ホワイエ		210 m <sup>3</sup>		
	客席		1,400席		
	舞台(幅21m×奥行14m)		294 m <sup>3</sup>		
	※音響・照明については、利用者にて専門業者へ依頼・調整・支払いをすること。 (施設利用料金とは別に料金が発生する)				
体育館	アリーナ			27,000円	27,000円
陸上競技用グラウンド	全面			27,000円	27,000円
野球場	全面			9,000円	9,000円
	※利用者にて整備をして使用すること。				
テニスコート	4面			4,500円/面	4,500円/面
駐車場	第1学生駐車場			—	
	第2学生駐車場			—	
	第3学生駐車場			—	
	※利用できる駐車場は、第5条第1項に則り、本学が決定するものとする。				

設備利用料金表

設備	室名	収容人数	料金
冷暖房空調	講義室	200名未満	1時間あたり1,000円
	プレゼンテーション室		
	会議室		
	学友会室		
	大学会館 和室		
	AV大講義室	408名	1時間あたり2,000円
	大学会館 多目的ホール	193㎡	
	講堂	1,400席	1時間あたり5,000円
	※ 但し、冷暖房空調の使用可能な期間は、冷房6月1日～9月30日、暖房11月1日～4月15日とする。		
プロジェクター	講義室	—	1台あたり3,000円
	プレゼンテーション室		
	会議室		
	学友会室		
	AV大講義室		
	講堂		

※ 設備を使用するときは、別表1の施設利用料金の他に設備使用料金が発生する。

※ 設備の持ち込みは、原則として、禁止とする。

別表2（第10条関係）

施設利用料金減免基準

減免内容	減免率
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学が主催又は共催（本学が主として行っている事業を含む）する教育・学術に関する会合や講演会等で利用する場合</li> <li>・本学の同窓会、父母会が主催する教育・学術に関する会合や講演会等で利用する場合</li> <li>・高大連携校が教育活動（部活動は含まない）で利用する場合</li> </ul>	100分の100
<ul style="list-style-type: none"> <li>・いわき市で行われる中体連、又は高体連で利用する場合</li> <li>・いわき市内の小学校、中学校、高等学校が主催する教育活動で利用する場合</li> </ul>	100分の50
<ul style="list-style-type: none"> <li>・主にいわき市の児童、生徒を対象とした社会教育に関する事業で利用する場合（但し、補助金や助成金等による事業で、会場施設使用料が対象経費となる場合は含まない）</li> </ul>	100分の30

※1) 但し、上記以外で学長が特に必要があると認めた場合も施設利用料金の減免対象となり、減免率についても別途検討する場合がある。

※2) 参加費や入場料を徴収するときは減免基準の対象外とする。

※3) 施設利用料金の減免には、設備利用料金は含まないとする。